

### 令和5年度の検査結果及び総合的な評定並びに令和6年度の検査計画

令和6年5月29日  
原子力規制庁

#### 1. 趣旨

本議題は、令和5年度の原子力規制検査の結果に基づき実施した総合的な評定<sup>1</sup>及び令和6年度の検査計画の了承について諮るものである。

また、次の事項についてもあわせて報告するものである。

- ・東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所について、令和5年度の実施計画検査<sup>2</sup>の結果及び令和6年度実施計画検査の計画
- ・令和5年度に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）又は船舶安全法に基づく核燃料物質輸送における防護措置の確認結果

#### 2. 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定及び検査計画

令和5年度の原子力規制検査を別紙1のとおり実施したことから、令和5年度の各原子力施設の総合的な評定及び令和6年度の検査計画を別紙2及び別紙3のとおりとすることについて了承いただきたい。また、別紙2の総合的な評定の結果を別紙4により事業者等に通知するとともに、原子力規制委員会のホームページに掲載し公表することについて了承いただきたい。

##### (1) 各原子力施設の総合的な評定

総合的な評定の概要は以下のとおりである。

##### ①令和5年度を通じて対応区分が第1区分であった施設（17発電所45基、核燃料施設等84施設）

- 令和5年度に実施した基本検査において、検査指摘事項等<sup>3</sup>が確認されなかった又は確認されたが重要度「緑」<sup>4</sup>であった。安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項等の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込

<sup>1</sup> 法第61条の2の2第7項の規定により、原子力規制検査の結果に基づき事業者の検査の実施や保安の措置等の安全活動について総合的な評定をするもので、同条第8項の規定により、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者の安全活動について改善が図られているかどうかについても勘案することとされている。

<sup>2</sup> 法第64条の3第7項の検査をいう。ここではそのうち東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号）第18条の2第1項第2号から第4号までに掲げる検査を対象とする。

<sup>3</sup> 検査指摘事項のみならず、深刻度評価のみ行った案件も含め、検査指摘事項等としている。

<sup>4</sup> 核燃料施設等については、重要度及び安全実績指標は「追加対応なし」。また、深刻度評価のみ行った案件を含める。

める状態であると評価する。

②令和5年度に対応区分を第2区分に変更し、追加検査の結果を踏まえ、第1区分に戻した施設（1発電所1基）

【関西電力株式会社高浜発電所3号機】

- 令和5年度に実施した基本検査において、検査指摘事項が5件確認されたが、重要度は全て「緑」であった。
- 安全実績指標は、令和5年8月9日の関西電力からの第1四半期実績報告を受け、過去4四半期の重大事故等対処設備の運転上の制限からの逸脱件数が4件となったことから、重大事故等対処及び大規模損壊対処に係る監視領域（小分類）において「白」が1件となった。その他は全て「緑」であった。
- 上記の安全実績指標が「白」となったことを受け、同3号機は、令和5年4月1日から安全活動に軽微な劣化がある状態と評価し、対応区分を第2区分に変更した。これを受けて、令和5年12月から令和6年3月に追加検査<sup>5</sup>を実施した。
- 同追加検査では、上述の運転上の制限からの逸脱等に係る原因の究明及び改善措置の立案が適切に実施されていることを確認したことから、令和6年3月27日<sup>6</sup>にパフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価し、対応区分を第1区分に戻した。

③令和5年度に対応区分を第4区分から第1区分に変更した施設（1発電所7基）

【東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1～7号機】

- 令和5年度に実施した基本検査において、検査指摘事項が3件確認されたが、重要度は全て「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- 令和2年度に発覚した核物質防護に係る2事案（IDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案）で重要度が「赤」となり、各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると認められたことから、令和2年度に対応区分が第4区分となり、それ以降、追加検査<sup>7</sup>を継続して実施してきた。
- 令和5年12月までに実施した同追加検査において、東京電力の改善措置活動の確認が全て終了し、2事案に係る核物質防護措置の劣化については改善が図られたと判断した。また、核物質防護措置の劣化が発生しても、重大な劣化に至る前にそれを検出して自律的に改善できる「改善措置を一過性のものとししない仕組み」も構築され、定着しつつあると判断し

<sup>5</sup> 原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第1号に掲げる「原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における軽微な劣化」に係る追加検査

<sup>6</sup> 令和5年度第73回原子力規制委員会議題3「関西電力高浜発電所3号機における追加検査の結果及び対応区分の変更」

<sup>7</sup> 原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に掲げる「原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における長期間にわたる又は重大な劣化」に係る追加検査

た。

○原子力規制委員会は、この追加検査結果及び現地調査と東京電力社長との意見交換の結果を受け、令和5年12月27日、核物質防護の不備が改善され、今後は東京電力の自律的な改善が見込める状態であることが確認できたとし、対応区分を第4区分から第1区分に変更することを決定した。<sup>8</sup>

## (2) 令和6年度の検査計画

検査計画の概要は以下のとおりである。

全施設において、対応区分を第1区分とし、基本検査<sup>9</sup>を行う。

なお、以下の施設においては、基本検査のサンプル数の中でそれぞれの留意点を踏まえつつ検査を行うこととする。

### ● 柏崎刈羽原子力発電所

東京電力柏崎刈羽原子力発電所については、令和5年度第56回原子力規制委員会（令和5年12月27日）で対応区分変更を決定した際に示した、荒天時の監視、PPCAP（Physical Protection Corrective Action Program）の状況及び核物質防護モニタリング室の取組を重点項目として検査を行っていくものとする。

### ● 美浜発電所3号機、玄海原子力発電所3号機及び4号機、川内原子力発電所

上記施設については、令和5年度に確認された検査指摘事項のうち、火災防護に関するものが複数確認されていることから、これらの点に留意して検査を行っていくものとする。

### ● 高浜発電所

関西電力株式会社高浜発電所については、発電所全体で令和5年度に確認された検査指摘事項7件のうち、作業管理に関するものが3件及び重大事故等対処に関するものが2件確認されていることから、これらの点に留意して検査を行っていくものとする。

また、令和5年度第73回原子力規制委員会（令和6年3月27日）で報告した追加検査の結果に示したとおり、トラブル等を未然に防止する上で重要なリスクレビュー会議並びに追加検査対応に係るアクションプランの実施状況をフォローするパフォーマンスレビュー会議及び発電所レビュー会議において、実効性のある議論がなされているかを重点的に監視していくこととする。

また、政令第41条非該当施設及び核原料物質使用施設については25施設を対象として行う。（別紙3の⑤参照）

<sup>8</sup> 令和5年度第56回原子力規制委員会議題1「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査に係る対応区分の変更」

<sup>9</sup> 核物質防護に係る基本検査のうち、実用発電用原子炉、日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設、原子燃料工業株式会社熊取事業所において日常検査を開始する。

なお、日本原燃株式会社廃棄物埋設施設については、公開会合<sup>10</sup>の進捗に応じて、覆土の埋設施設確認に係る検査を実施する。

### **3. 東京電力福島第一原子力発電所の令和5年度実施計画検査の結果及び令和6年度実施計画検査の計画**

令和5年度実施計画検査の結果及び実施計画検査の基本方針<sup>11</sup>に基づき策定した令和6年度実施計画検査の計画は、別紙5のとおりであり、概要は以下のとおり。

#### (1) 令和5年度実施計画検査の結果

施設定期検査については、原子炉圧力容器・格納容器注水設備、原子炉格納容器内窒素封入設備、使用済燃料プール設備及びサブドレン他水処理施設等の性能検査を行い、対象設備について実施計画に定められた性能が維持されていることを確認した。また、原子炉圧力容器・格納容器注水設備及び汚染水処理設備等を構成する機器の放射性物質の閉じ込め機能が維持されているかについて検査を行い、対象機器について放射性物質の閉じ込め機能が維持されていることを確認した。

保安検査については、廃炉プロジェクトマネジメント、火災対策及び放射性廃棄物管理等の保安検査を実施し、主にALPS処理水の海洋放出に係る運用手順、品質保証活動及び核種分析体制等について重点的に確認するとともに、当該期間に発生したトラブル事象（増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染事象及び高温焼却炉建屋からの放射性物質を含む水の漏えい事象）の2件について併せて確認した。これらの結果、トラブル事象の2件について検査指摘事項があり、いずれも軽微な違反と評価した。

核物質防護検査については、物理的防護の強度、情報セキュリティ対策、防護措置の定期的な評価・改善といった観点から確認した。これらの結果、実施計画違反はなかった。

#### (2) 令和6年度実施計画検査の計画

施設定期検査については、事業者が行う定期検査において、実施計画において認可され供用を開始した施設のうち、検査対象設備が実施計画に定めている要求される性能を発揮できる状態であるかを、事業者が適切に確認していることを検査していく。また、熔融燃料に触れた水を扱う系統を構成する機器を対象に、放射性物質の閉じ込め機能が維持されているかを事業者が適切に確認していることを重点的に検査していく。

保安検査については、事業者の保安活動が、実施計画に従って適切に行われているかについて、令和6年2月に改定した東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップにおける重点課題及び令和5年度に発生したトラブル事案等を踏まえ確認する。特に、令和5年度に複数発生したトラブルの性格

<sup>10</sup> 令和6年度第5回原子力規制委員会（令和6年4月24日）了承（<https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100001890-005-003.pdf>）

<sup>11</sup> 令和5年度第72回原子力規制委員会（令和6年3月19日）了承（<https://www.nra.go.jp/data/000424220.pdf>）

に鑑み、当該トラブルが発生した作業に係る保安活動の改善状況に加え、トラブル事案と類似のリスクが比較的高い高濃度の放射性物質を取り扱う作業に対して、事業者自らによるリスク抽出とリスクを考慮した安全対策の内容及びその実施状況を重点的に確認する。

核物質防護検査については、物理的防護の強度、情報セキュリティ対策、防護措置の定期的な評価・改善といった観点から確認していくこととする。

#### **4. 核燃料物質輸送における防護措置の確認結果**

令和5年度に、法又は船舶安全法に基づき国土交通大臣が実施した核燃料物質輸送における防護措置の確認結果は、次のとおり。

##### (1) 確認状況

令和5年度中、別紙6のとおり、輸送事業者等の提出した「輸送時の安全及び防護のために必要な措置を定めた輸送に係る計画書」の内容が適切であることの確認及び輸送前の現場における実際の防護措置の確認が行われた。

##### (2) 確認結果

特に問題はなかった。

##### (添付資料)

- 別紙1 令和5年度検査実績
- 別紙2 令和5年度原子力規制検査の総合的な評定
- 別紙3 令和6年度検査計画
- 別紙4 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について
- 別紙5 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所令和5年度実施計画検査の結果及び令和6年度実施計画検査の計画
- 別紙6 令和5年度核燃料物質輸送における防護措置確認実施状況一覧

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所  
1号機、2号機、3号機、4号機  
令和5年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和5年度に原子力規制委員会が東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、令和3年4月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和5年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和5年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。原子力規制検査等の結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和5年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

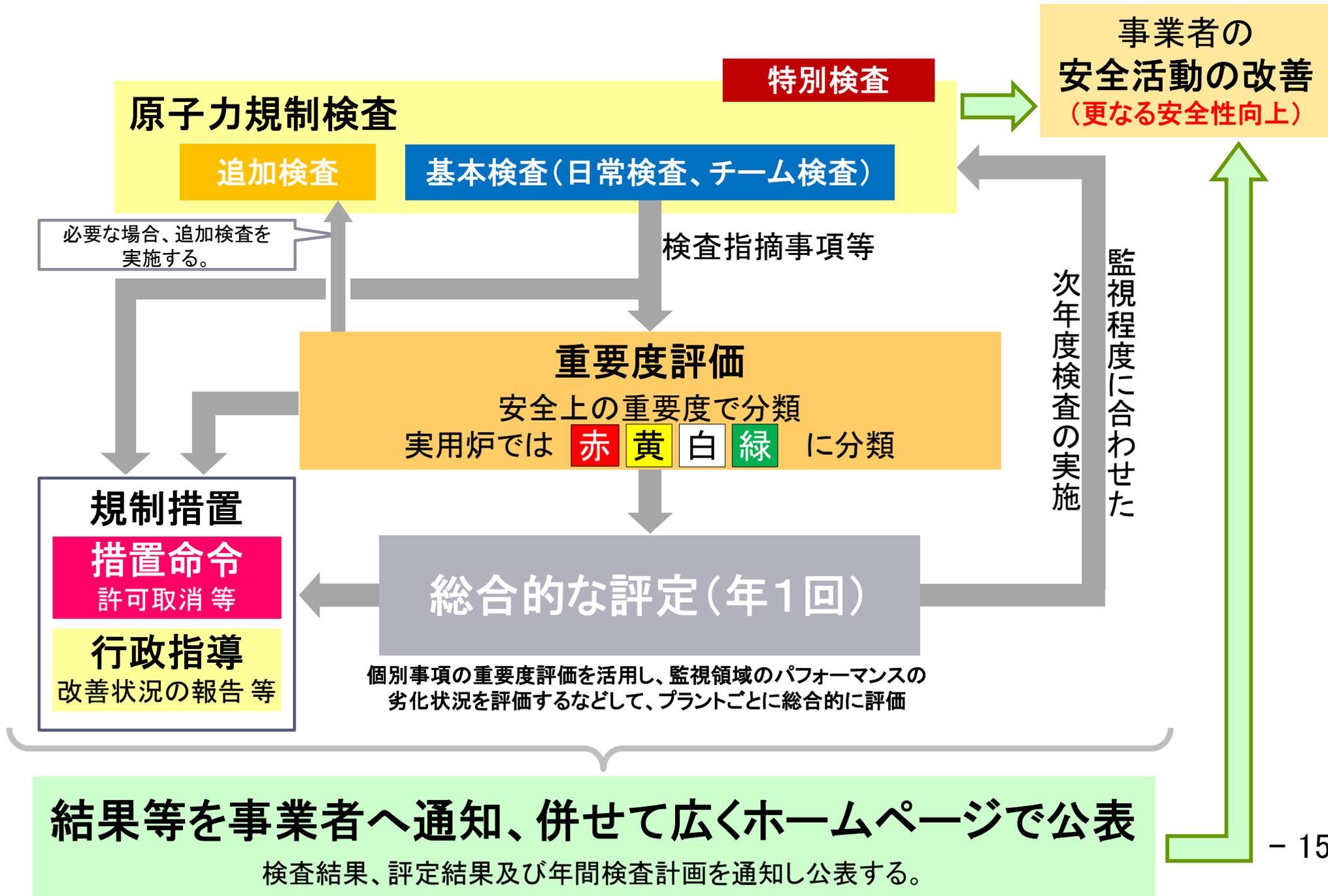
令和6年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100000984>

# 原子力規制検査制度の枠組み



# 原子力規制検査の対応区分(実用炉)

すべてのプラント

区分	事業者による対応	規制機関による対応	監視領域の劣化	複数又は繰り返しの監視領域の劣化	許容できないパフォーマンス
区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
施設の状態	事業者の自律的な改善が見込める状態	事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
評価基準	緑のみ	白が1か2	白が3 or 黄が1	黄が2 or 赤が1 or 繰返しなど	施設の許認可、技術基準その他規制要求又は命令の違反が複数あり、悪化している場合等
検査項目	・基本検査のみ (事業者の是正処置)	・基本検査 ・追加検査1 (40時間目安)	・基本検査 ・追加検査2 (200時間目安)	・基本検査 ・追加検査3 (1000~2000時間目安)	

## ※【詳細】実用発電用原子炉の対応区分

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/jitsuyo\\_tsuikakensa.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/jitsuyo_tsuikakensa.html)

## ※【詳細】核燃料施設等の対応区分

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/kakunen\\_tsuikakensa.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/kakunen_tsuikakensa.html)